

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | | |
|----------------------------|-----------|---|---------|--|
| 処 分 名 | | さわらび学級の入級許可 | | |
| 根拠例規及び条項 | | 多治見市児童等適応指導教室（さわらび学級）設置規則（平成7年教委規則第4条）第6条 | | |
| 所 管 部 課 名 | | 教育委員会事務局 教育推進課 | | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | ①多治見市手数料条例（昭和28年条例第27号）別表53の項 ②多治見市手数料条例等の運用に関する要綱（昭和59年訓令甲第5号） | | |
| | 基 準 | 第6条 さわらび学級を利用できる児童等は、次の各号の一に該当する者とする。 (1) 在籍する学校長が認めた者 (2) 多治見市教育相談室において継続的に指導を受けている児童等のうち、さわらび学級で指導することが適切であると認められる者 (3) その他教育委員会が適当と認める者 | | |
| | 設定年月日 | 平成9年4月1日 | 最終変更年月日 | |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 ～10日程度（注：休日は含まない。） | | |
| | 内 訳 | 経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 10日 | | |
| | 設定年月日 | 平成9年4月1日 | 最終変更年月日 | |
| 備 考 | | | | |